

令和6年9月3日
北沢総合支所
保健福祉センター
健康づくり課

議会の委任による専決処分の報告
(自転車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時

令和4年9月29日(木) 午前11時頃
(天気:晴れ)

(2) 発生場所

世田谷区内

(3) 事故内容

世田谷区(以下「甲」という。)の北沢保健福祉センター健康づくり課職員が、電動アシスト付自転車で梅丘通りから城山分庁舎方面へ進行していたところ、交差点において右側から直進してきた乙の電動アシスト付自転車と衝突した。

(4) 相手方等

別紙のとおり

2 乙への損害賠償額

146,594円

(特別区自治体総合賠償責任保険より全額補てんされる。)

3 専決処分日

令和6年8月19日